



借金が多額になり、返済に困った人のための法的な借金の整理の方法を債務整理といい、通常は弁護士・司法書士に依頼します。消費生活相談窓口では、相談を受け県内の弁護士または司法書士へとつなぎます。債務整理をすると、借金の取り立てが止まり、借金が減額されたり、返済期間が長い場合などは、お金が戻ったりすることもあります。



借金の解決には、さまざまな方法があります

### 任意整理

金融業者と返済方法を話し合い、問題を解決します。通常は、弁護士や司法書士に話し合いを依頼します。

### 特定調停

裁判官と調停委員で構成する調停委員会で金融業者と話し合いをします。自分で裁判所に申し立てをすれば、数千円程度の費用で済みます。

### 個人民事再生

裁判所に申し立てをして、収入の範囲での返済計画を作り、裁判所に認めてもらったうえで、その計画に基づいて借金を返済していきます。住宅を失わずに債務整理をすることも可能です。

### 自己破産

裁判所に申し立てをして、資産をお金に換えて借金を返し、それでも残った分については免除してもらいます。

## ひとりで悩まずに、まず相談を

### 電話相談

滋賀県消費生活センター  
☎ 0749 - 23 - 0999  
消費者ホットライン  
☎ 0570 - 064 - 370

\*消費者ホットラインは最寄りの市町の消費生活相談窓口または滋賀県消費生活センターにつながります



### ◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当  
☎ ⑤26578 有線 ⑤7784  
滋賀県消費生活センター  
☎ 0749 - 23 - 0999

### 多重債務者無料相談会 \*要予約

借金問題について弁護士・司法書士に無料で相談できます。  
(1件1時間)

### 予約受付

滋賀県 県民活動生活課 消費生活担当 ☎ 077-528-3412

| 開催日時                  | 定員  | 会場(予定)                |
|-----------------------|-----|-----------------------|
| 11月10日(土) 10:00~13:00 | 6名  | 滋賀弁護士会館(大津市)          |
| 12月 1日(土) 10:00~13:00 | 6名  | 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市) |
| 12月13日(木) 10:00~16:00 | 12名 | 愛荘町役場秦荘庁舎(愛荘町)        |
| 2月 2日(土) 10:00~13:00  | 6名  | 滋賀弁護士会館(大津市)          |
| 3月 2日(土) 10:00~13:00  | 6名  | 滋賀県消費生活センター(彦根市)      |

借金問題が解決できれば、生活も立て直せます